愛川町住宅用防犯対策費用助成要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、犯罪を未然に防止するため、住宅の防犯対策として設備の購入及び設置に要した費用の一部を助成することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和 55 年愛川町規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（助成対象者）

第２条　この要綱により助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　申請日現在、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者

(2)　町内に存する住宅の所有者又は居住者

(3)　世帯員全員が町税等を滞納していないこと。

（助成対象品目）

第３条　助成の対象品目は、次に掲げる品目とする。

(1)　防犯カメラ

(2)　防犯フィルム

(3)　人感センサーライト

(4)　モニター付きインターホン

(5)　防犯性の高い錠、補助錠

(6)　センサーアラーム

(7)　面格子

(8)　防犯砂利

(9)　その他、犯罪の未然防止に必要であると特に認める設備

（助成対象経費）

第４条　助成の対象となる経費は、前条に規定する助成対象品目の購入及び設置に要する経費とし、実支出額に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、助成金の限度額は１０，０００円とする。

（助成の制限）

第５条　前条の規定による助成金の交付は、一つの住宅につき１回とする。ただし、二世帯住宅等、玄関が２以上ある場合は、それぞれについて１回とする。

（申請及び決定）

第６条　助成を受けようとする者は、第３条の規定による助成対象品目の購入及び

設置をした日から１年以内に愛川町住宅用防犯対策費用助成申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1)　申請者の身分証明書の写し

(2)　領収書、支払い証明書等の支払いが証明できる書類

(3)　設置後の写真

(4)　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査して助成の可否を決定し、愛川町住宅用防犯対策費用助成決定事項通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成の方法）

第７条　助成の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、愛川町住宅用防犯対策費用助成請求書（第３号様式）により、町長に請求するものとする。

２　町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに決定者に助成金を支払うものとする。

（助成決定の取消し等）

第８条　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、町長は、当該交付決定を取り消し、当該交付を受けた者から、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（免責）

第９条　町長は、この助成金交付申請に関して、申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年４月１日以後に購入及び設置した防犯対策品目について適用する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第１号様式（第６条関係）

愛川町住宅用防犯対策費用助成申請書

年　　月　　日

愛 川 町 長　殿

愛川町住宅用防犯対策費用助成要綱に基づき、住宅用防犯対策費用助成を申請します。

申請者	ふりがな 氏　　名	住　　所	生年月日	世帯主との関係
		愛川町	年　月　日	

補助対象事業	□防犯カメラ	□センサーアラーム
	□防犯フィルム	□面格子
	□人感センサーライト	□防犯砂利
	□モニター付きインターホン	□その他防犯性能の高いもの
	□防犯性の高い錠、補助錠	（　　）

防犯対策に要した費用	防犯対策に要した費用：＿＿＿＿＿＿円 （助成額＝上記金額×２分の１）※１，０００円未満切り捨て ※上限１０，０００円
世帯全員の納税状況調査の同　意　欄	愛川町住宅用防犯対策費用助成の決定にあたり以下の事項に同意します。 ・町職員が世帯全員の住民基本台帳や納税状況を確認すること 氏　名

＊　添付資料

□申請者の身分証明書の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）
□領収書や支払い証明書等の支払いが証明できる書類
□設置後の写真
□玄関が２以上あることが分かる写真（二世帯以上住宅の場合）

【防犯カメラを設置した場合】

□設置場所が住宅の敷地内である
□撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意している。
　ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前説明を行い、同意を得ている。

第２号様式（第６条関係）

愛川町住宅用防犯対策費用助成決定事項通知書

年　　月　　日

殿

愛　川　町　長

　　年　　月　　日付で申請のあった愛川町住宅用防犯対策費用助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

□　助成します （助成金額）　　円 （助成方法）愛川町住宅用防犯対策費用助成 請求書（第３号様式）受理後、指定された口座へ振り込みます
□　助成できません （理由）

第３号様式（第７条関係）

愛川町住宅用防犯対策費用助成請求書

年　　月　　日

愛　川　町　長　殿

次のとおり請求します。

請求者	住　　所	
	氏　　名	印
	電　　話	
請　求　額		円

振込先

金融機関名	預金種別	口座番号
銀行　　店 農協　　所 信用組合 金庫	普通 当座	

口　座　名　義　人		申請者との関係
フリガナ		
氏　　名		